

令和5年度 補助金活用セミナー

令和5年5月11日
平野商事株式会社

HIRANO SHOJI CO.,LTD



住宅を考える工務店の会は、これまで多くの
補助金を獲得し、お客様へ還元してまいりました！

住宅・建築物省エネ改修等促進事業
平成21年～26年度 ¥24,480,000.

住宅エコポイント
平成22年～23年度 ¥19,862,000.

長期優良住宅先導事業(リフォーム)
平成23年度 ¥6,000,000.

地域型住宅ブランド化事業
平成24年～26年度 ¥69,000,000.

高性能建材導入促進事業
平成25年度 ¥1,170,983.

住宅のゼロ・エネルギー化推進事業
平成25年～26年度 ¥3,300,000.

長期優良住宅化リフォーム推進事業
平成25年～令和3年度 ¥15,198,000.

中小工務店への講習会及び適合証明サポート事業
平成27年～29年度 ¥3,466,000.

地域型住宅グリーン化事業
平成27年～令和4年度 ¥327,744,000.

次世代住宅ポイント
令和元年～2年度 ¥50,551,000.

グリーン住宅ポイント
令和2～3年度 ¥79,665,000.

こども未来住宅支援事業
令和4年度 ¥11,000,000.

補助金獲得総額
6億2千万円!!

令和5年3月申請分まで

本日のテーマ

- ・地域型住宅グリーン化事業
- ・こどもエコすまいる支援事業（新築）
- ・ZEH支援事業等
- ・こどもエコすまいる支援事業（リフォーム）
- ・先進的窓リノベ事業
- ・給湯省エネ事業
- ・住宅エコリフォーム推進事業
- ・長期優良住宅化リフォーム推進事業
- ・次世代省エネ建材の実証支援事業

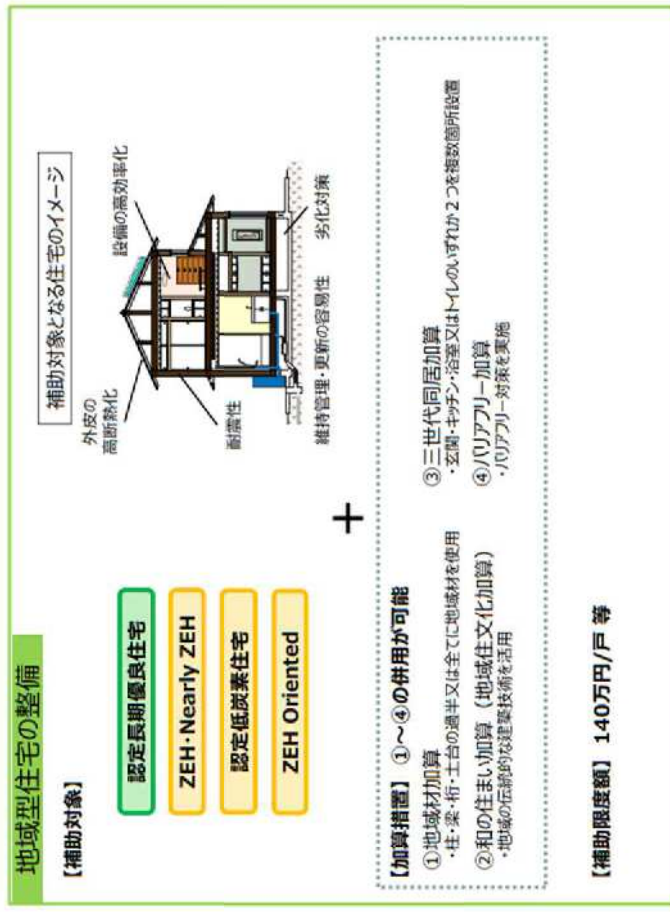
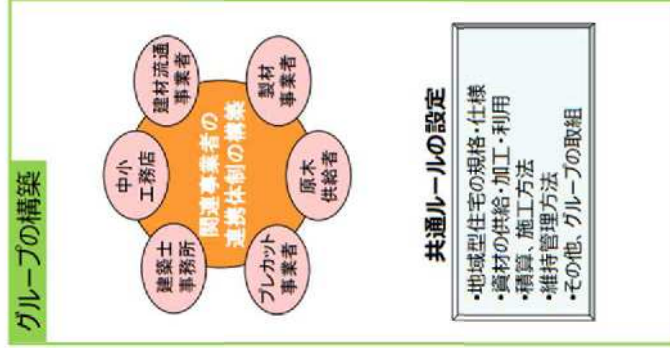
HIRANO SHOJI CO.,LTD

地域型住宅グリーン化事業

令和5年度当初予算：
住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業（279.18億円）の内数

別紙

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの連携体制により、地域材を用いた省エネ性能等に優れた木造住宅（ZEH等）の整備等に対して支援を行う。



HIRANO SHOJI CO.,LTD

地域型住宅グリーン化事業令和5年度事業の変更点

- ・ ともエコ住まい支援事業活用タイプが登場
- ・ 若者子育て世帯の加算枠は休止
- ・ 耐震等級1(基準法レベル)は、補助対象外
- ・ 物件登録は着工済み物件とする
- ・ 地域材加算は全て使用と、過半に使用の2タイプ
- ・ 施工事業者は、元請けかつ全体工事費の過半を請け負うこと
- ・ 分離発注分は補助対象経費より除外
- ・ 住宅の延べ床面積の下限は50㎡

補助額

ともエコ活用タイプ(施主・子供年齢制限あり)

区分 (住宅の性能)	活用実績	a)~e)の加算措置を2つ以上利用※1	a)、c)、e)のいずれかの加算措置の利用※1	b)、d)のいずれかの加算措置の利用※1	加算の利用無し
①長寿命型 (認定長期優良住宅)	未経験枠	135万円	125万円	115万円	※2
	制限なし枠	125万円	115万円	105万円	
②-1 ゼロ・エネルギー住宅型・長期対応(ZEH、Nearly ZEH)	未経験枠	140万円	130万円	120万円	※2
	制限なし枠	130万円	120万円	110万円	
②-2 ゼロ・エネルギー住宅型・ZEH(ZEH、Nearly ZEH)	未経験枠	135万円	125万円	115万円	※2
	制限なし枠	125万円	115万円	105万円	
②-3 ゼロ・エネルギー住宅型・低炭素(ZEH Oriented、認定低炭素住宅)	未経験枠	110万円	※2	※2	※2
	制限なし枠	※2	※2	※2	

※1 a)は地域材加算(全て)、b)は地域材加算(過半)、c)は三世代同居加算、d)は地域住文化加算、e)はバリアフリー加算とします。なお、a)とb)を併用することはできません。

※2 こちらに該当する場合には、ともエコ住宅支援事業単独での活用をご検討ください。

ともエコすまい事業の補助金100万円を含む

補助額

通常タイプ

区分 (住宅の性能)	活用実績	a)~e)の加算措置を2つ以上利用※1	a)、c)、e)のいずれかの加算措置の利用※1	b)、d)のいずれかの加算措置の利用※1	加算の利用無し
①長寿命型 (認定長期優良住宅)	未経験枠	105万円	95万円	85万円	70万円
	制限なし枠	95万円	85万円	75万円	70万円
②-1ゼロ・エネルギー住宅型・ 長期対応(ZEH, Nearly ZEH)	未経験枠	110万円	100万円	90万円	70万円
	制限なし枠	100万円	90万円	80万円	70万円
②-2ゼロ・エネルギー住宅型・ ZEH(ZEH, Nearly ZEH)	未経験枠	105万円	95万円	85万円	70万円
	制限なし枠	95万円	85万円	75万円	70万円
②-3ゼロ・エネルギー住宅型・ 低炭素(ZEH Oriented、 認定低炭素住宅)	未経験枠	80万円	70万円	70万円	70万円
	制限なし枠	70万円	70万円	70万円	70万円

※1 a)は地域材加算(全て)、b)は地域材加算(過半)、c)は三世代同居加算、d)は地域住文化加算、e)はバリアフリー加算とします。なお、a)とb)を併用することはできません。

未経験枠利用の条件

下記補助事業の利用実績が3戸以下

- a)平成27年度地域型住宅グリーン化事業(補正予算による事業を含む)
- b)平成28年度地域型住宅グリーン化事業(補正予算による事業を含む)
- c)平成29年度地域型住宅グリーン化事業
- d)平成30年度地域型住宅グリーン化事業
- e)令和元年度地域型住宅グリーン化事業
- f)令和2年度地域型住宅グリーン化事業(補正予算による事業を含む)
- g)令和3年度地域型住宅グリーン化事業(補正予算、追加予算による事業を含む)
- h)令和4年度地域型住宅グリーン化事業

補助金活用戶数の上限

長寿命型	ゼロ・エネルギー住宅型
7戸	7戸
上限戸数	



長期優良住宅「認定基準」について

「長期優良住宅」の認定を受けるためには、次のような認定基準を満たす必要があります。

長期優良住宅認定基準は、「一戸建て住宅（単独住宅等）」のどちらか適用されます。

劣化対策
耐用年数に比べて耐用年数の長い部材を使用すること。

維持管理・更新の容易性
構造躯体に比べて耐用年数の長い部材を使用すること。また、劣化の発生を抑制し、修繕が容易な構造とする。

可変性 (共同住宅・共有)
居住者のライフスタイルの転換に容易な構造とする。

居住環境
良好な居住環境を確保すること。



耐震性
強震に耐える構造とする。

バリアフリー性 (単独住宅等)
高齢者が安心して生活できる構造とする。

住戸面積
住戸の面積が適切であること。

維持保全計画
建物の維持管理に関する計画を定めること。

環境配慮
環境に配慮した設計を行うこと。

蓄エネルギー性
蓄エネルギー設備を設置すること。

省エネルギー性
省エネルギー設備を設置すること。

バリアフリー性 (単独住宅等)
高齢者が安心して生活できる構造とする。

住戸面積
住戸の面積が適切であること。

維持保全計画
建物の維持管理に関する計画を定めること。

環境配慮
環境に配慮した設計を行うこと。

蓄エネルギー性
蓄エネルギー設備を設置すること。

省エネルギー性
省エネルギー設備を設置すること。

バリアフリー性 (単独住宅等)
高齢者が安心して生活できる構造とする。

住戸面積
住戸の面積が適切であること。

維持保全計画
建物の維持管理に関する計画を定めること。

環境配慮
環境に配慮した設計を行うこと。

性能項目等	認定基準の概要		認定基準の根拠	一戸建て住宅の住宅	共同住宅の住宅	住宅性能の根拠	一戸建て住宅の住宅	共同住宅の住宅
	認定基準	認定基準						
劣化対策	劣化対策等級 (構造躯体等) 等級3	かつ 構造の経年劣化防止に効果的な構造	国土交通省令第209号	○	○	国土交通省令第209号	○	○
耐震性	耐震等級 (耐震等級1) 等級1	かつ 国土交通省令第209号	国土交通省令第209号	○	○	国土交通省令第209号	○	○
蓄エネルギー性	蓄エネルギー等級 等級3	かつ 蓄エネルギー設備の設置	国土交通省令第209号	○	○	国土交通省令第209号	○	○
維持管理・更新の容易性	維持管理等級 等級3	かつ 劣化防止対策	国土交通省令第209号	○	○	国土交通省令第209号	○	○
可変性	可変性等級 等級3	かつ 可変性設備の設置	国土交通省令第209号	○	○	国土交通省令第209号	○	○

断熱等性能等級4

令和4年10月1日より

断熱等性能等級5 1次エネルギー消費量等級6

断熱等性能等級5

(1) 外皮平均熱貫流率 (U_a [W/(m²·K)]) 及び冷房期の平均日射熱取得率 (η_{AC}) の基準値

等級	地域区分							
	1 (夕張等)	2 (札幌等)	3 (盛岡等)	4 (金沢若松等)	5 (水戸等)	6 (東京等)	7 (熊本等)	8 (沖縄等)
等級5	U_a 0.4	0.4	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	—
	η_{AC} —	—	—	—	3.0	2.8	2.7	6.7
等級4	U_a 0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	—
	η_{AC} —	—	—	—	3.0	2.8	2.7	6.7
等級3	U_a 0.54	0.54	1.04	1.25	1.54	1.54	1.81	—
	η_{AC} —	—	—	—	4.0	3.8	4.0	—
等級2	U_a 0.72	0.72	1.21	1.47	1.67	1.67	2.35	—
	η_{AC} —	—	—	—	—	—	—	—

(2) 結露の発生を防止する対策に関する基準

等級	必要な措置 (○: 必要 - : 不要)	
	防湿層の設置	通気層の設置
等級5 ※	○	○
等級4	○	○
等級3	○	—
等級2	○	—

※ 等級4と同じ基準とする

一次エネルギー消費量等級6

一次エネルギー消費性能に関する基準 (BEI)

等級	BEI
等級6	0.8以下※1
等級5	0.9以下
等級4	1.0以下
等級3 (国々のみ)	1.1以下

一次エネルギー消費性能: BEI

$$BEI = \frac{\text{設計一次エネルギー消費量} \times 2}{\text{基準一次エネルギー消費量} \times 2}$$

※1太陽光発電設備によるエネルギー消費量の削減は見込まない
※2事務機器等/兼断熱エネルギー消費量 (通称: 「その他一次エネルギー消費量」) は除く

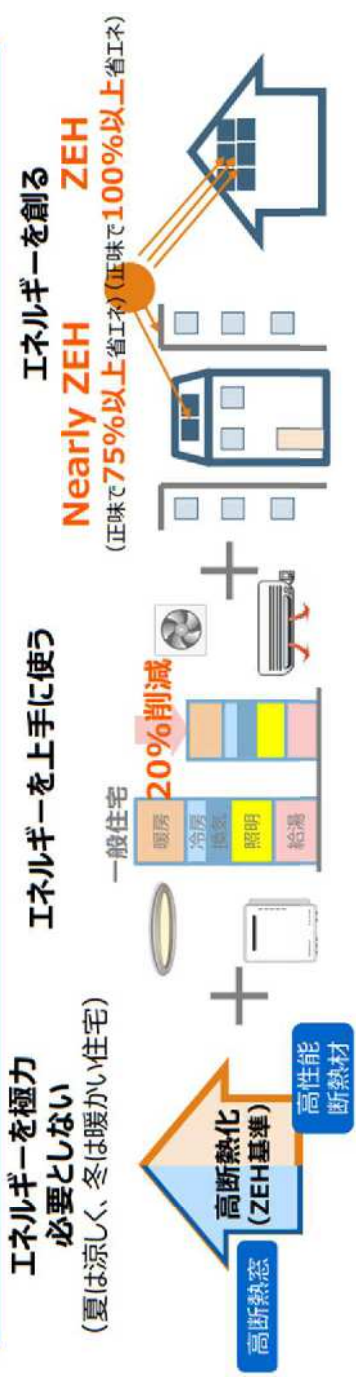
断熱等性能等級5 1次エネルギー消費量等級6

= ZEH水準

ZEHとは（ZEHの定義①）

- ZEHは、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅

年間で消費する住宅のエネルギー量が正味で概ねゼロ以下



積雪地は太陽光無しでもZEH Oriented

地域区分	1地域 (夕張等)	2地域 (札幌等)	3地域 (盛岡等)	4地域 (松本等)	5地域 (つくば等)	6地域 (東京等)	7地域 (鹿児島等)	8地域 (那覇等)
ZEH基準	0.40	0.40	0.50	0.60	0.60	0.60	0.60	-

表：外皮平均熱貫流率 (UA値) の基準

HIRANO SHOJI CO.,LTD

ゼロ・エネルギー住宅型 NearlyZEHの条件

省エネ地域区分：1，2地域
日射地域区分：A1，A2地域
垂直積雪量：100cm以上

の市町村で

八戸市・三沢市
おいらせ町・階上町
五戸町(旧五戸)
三戸町・南部町
大間町・佐井村
深浦町(旧深浦)
以外の各市町村

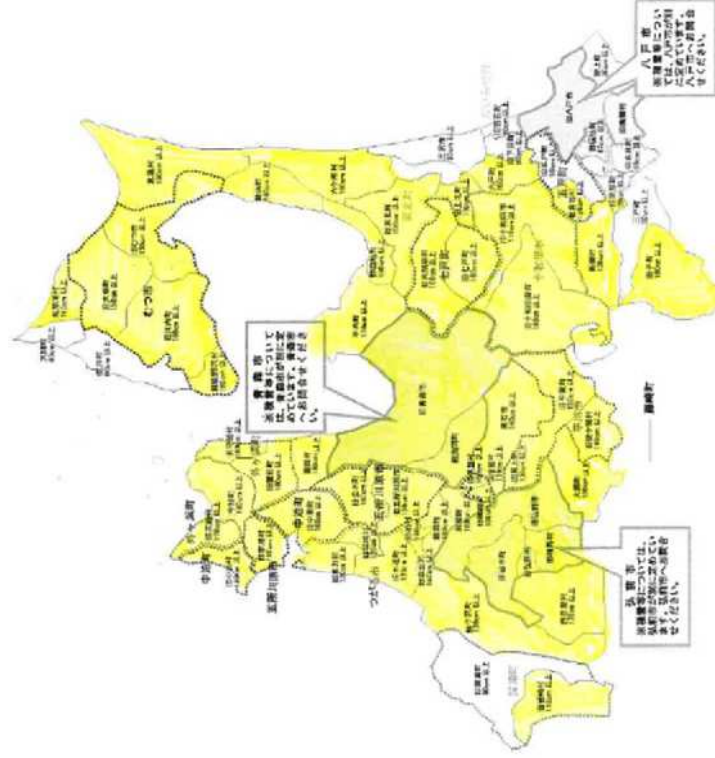
強化外皮基準：3地域UA値0.5以下
再エネを除く1次エネルギー削減量：20%以上
再エネを含む1次エネルギー削減量：75%以上

ゼロ・エネルギー住宅型 ZEH Orientedの条件

- ・ 太陽光発電が無くても可。
- ・ 地域限定
 - ・ 「北側斜線の対象となる用途地域（第一種及び第二種低層住居専用地域並びに第一種及び第二種中高層住居専用地域）」又は「高度地区」において高度斜線が設定されている地域」等であって、敷地面積が**85㎡未満**である土地（住宅が平屋建ての場合を除く）。
 - ・ 建築基準法で規定する垂直積雪量が**100cm以上**に該当する地域。

HIRANO SHOJI CO.,LTD

青森県建築基準法施行細則（抄）（多雪区域の指定等）



青森県内各地で、太陽光が無くてもZEH Orientedで補助が可能！

HIRANO SHOJI CO.,LTD

都市の低炭素化の促進に関する法律

背景

東日本大震災を契機とするエネルギー需給の変化や国民のエネルギー・地球温暖化に関する意識の高揚等を踏まえ、**市街化区域等**における民間投資の促進を通じて、都市・交通の低炭素化・エネルギー利用の合理化などの成功事例を蓄積し、その普及を図るとともに、住宅市場・地域経済の活性化を図ることが重要

用途が定められた**地域**

法律の概要

- 基本方針の策定（国土交通大臣、環境大臣、経済産業大臣）
- 民間等の低炭素建築物の認定

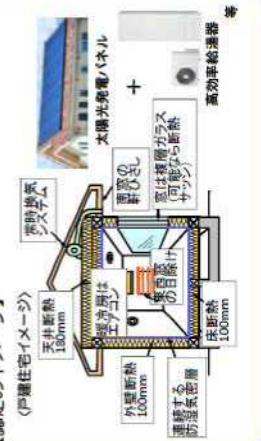
【認定低炭素住宅に係る所得税等の軽減】

居住年	所得税額大幅減額 引き上げ(10年間)	登録免許税率 引き下げ
H24年	400万円 （一般300万円）	0.1% （一般0.15%）
H25年	300万円 （一般200万円）	0.1% （一般0.3%）

【容積率の不算入】

低炭素化に資する設備（蓄電池、蓄熱槽等）について通常の建築物の床面積を認める部分

【認定のイメージ】



● 低炭素まちづくり計画の策定（市町村）

都市機能の集約化

- 病院・福祉施設、共同住宅等の集約整備
 - 民間事業者の認定制度の創設
 - 民間等による集約駐車施設の整備
 - 建築物の新築等の駐車施設設置義務の特例
- 歩いて暮らせるまちづくり
(歩道・自転車道の整備、パリアフリー化等)

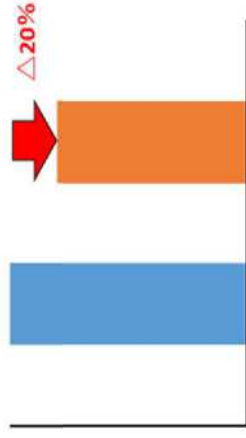
- 公共交通機関の利用促進等
 - バス路線やLRT等の整備、共同輸配送の実施
 - バス・鉄道等の非営業的手続特例
 - 自動車に関するCO2の排出抑制



低炭素建築物認定基準

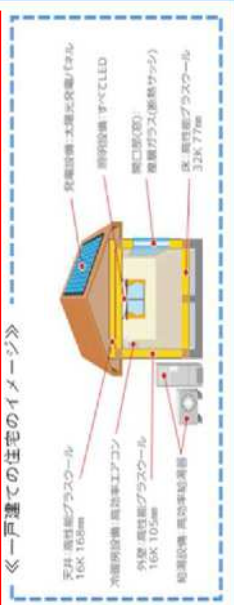
必須項目

1. 省エネ法の省エネ基準に比べ、一次エネルギー消費量が
△20%以上となること(※)



発電設備は必須

- 再生可能エネルギー利用設備の導入
- 省エネ量と再生可能エネルギー利用設備で得られる創エネの合計が基準一次エネルギー消費量の50%以上であること
(一戸建ての住宅のイメージ)



その他の低炭素化に資する措置（選択項目）

4. 省エネルギー性に関する基準では考慮されない、以下に掲げる低炭素化に資する措置等のうち、いずれかの措置を講じていること。

- 節水対策
 - 節水型機器の採用や雨水の利用など節水に資する取組を行っている。
- エネルギーマネジメント
 - エネルギー使用量の見える化により居住者の低炭素化に資する行動を促進する取組を行っている。(HEMS、BEMSの導入)
- トアイランド対策
 - 敷地や屋上、壁面緑化などヒートアイランド抑制に資する取組を行っている。
- 建築物（躯体）の低炭素化
 - ・住宅の劣化の遅延に資する措置を講じている。
 - ・木造住宅若しくは木造建築物である。など
- V2H充電設備の設置
 - V2H充電設備の設置
 - ・建築物から電気自動車若しくはプラグインハイブリッド自動車（電気自動車等）に電気を供給又は電気自動車等から建築物に電気を供給するための設備を設置している。

a)・b)地域材加算の要件

- 主要構造材(柱・梁・桁・土台)の全てもしくは過半(50%以上)に地域材を使用
- 主要構造材の原木生産・製材・流通・プレカットの全ての業者がグループ構成員である事。
- 原木の産地は以下の通りとし、全て各県産材認証、若しくは合法木材の認証が取れること。

住宅を考える工務店の会の地域材

青森県・秋田県・岩手県・北米(アメリカ・カナダ)
北欧(スウェーデン・フィンランド・オーストリア)・
ニュージーランド

HIRANO SHOJI CO.,LTD

c)三世代同居加算の要件

調理室・浴室・便所・玄関のうちいずれか2つ以上を住宅内に複数個所設置すること

- 調理室は以下のいずれも設置していること
 - 給排水設備と接続されたキッチン用シンク・キッチン用水栓
 - コンロ又はIHクッキングヒーター(ガス栓若しくは電気コンセントのあるスペース)
 - キッチン用の換気設備(カタログ上キッチン用となっていること)
- 浴室:浴槽又はシャワーがあり、防水措置がされていること
- 便所:大便器があること
- 玄関:玄関ドアと土間があること。
 - 勝手口(調理室に直接出入りするもの)や車庫との出入りに用するドアや外部より鍵のかからないドアは対象外

※必ずしも三世代が同居する必要なし。

d)地域住文化加算の要件

青森県「地域住文化要素基準」から3つの要素を採用

地域住文化要素	
1	県内に本店を置く量製作事業者が県内で製作した量（置き置を除く。）を6量以上使用する こと。
2	1以上の居室又は廊下の床仕上げを、県内に本店を置く製材業者が県内で製材した木材による 板張りとする。
3	居室又は廊下の壁仕上げに、県内に本店を置く製材業者が県内で製材した木材による 板張り又は塗り壁（漆喰壁、土塗壁、じゅらく塗、珪藻土塗等）で左官によることで塗仕 上げに限る。）の部分を含めて10平方メートル以上設けること。
4	1以上の居室又は廊下の壁を、真壁造（適切な断熱及び気密性能を有するものに限る。） とすること。
5	外壁の壁仕上げに、県内に本店を置く製材業者が県内で製材した木材による板張り又は 塗り壁（漆喰壁、土塗壁、じゅらく塗、珪藻土塗等）で左官によることで塗仕上げに限 る。）の部分を含めて10平方メートル以上設けること。
6	県内に本店を置く建具製作事業者が県内で製作した木製建具（框戸、格子戸、襖、障 子及び欄間等）を3枚以上使用すること。
7	1以上の居室又は廊下の天井を、県内に本店を置く製材業者が県内で製材した木材を 用いた天井（打ち上げ天井、目透かし天井、格天井、竿縁天井、ささら天井、船底天 井、折り上げ天井、掛け込み天井等）又は網代天井とすること。
8	屋根の形状が、「雪と寒さに強い青森型省エネ住宅ガイドライン（平成23年12月青 森県策定）」第三章1.2雪を考慮した屋根形状の必須基準に適合するものであること。
9	夏の室内への日射遮蔽に有効な面の軒の出（壁芯から軒先までの寸法）を、0.9メ ートル以上とすること。
10	床の間を設けること。
11	1以上の建物出入口に、風雪の流入を防ぐ空間（風除室）を設けること。
12	機械ブレイク加工せずに手作業（電動工具を使用する場合を含む。）で加工した木材 を主要構造材（柱、梁、桁及び土台）の過半以上に使用すること。

HIRANO SHOJI CO.,LTD

e)バリアフリー加算の要件

設計住宅性能評価書の高齢者等配慮等級3＋建築士の適合確認

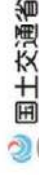


HIRANO SHOJI CO.,LTD

耐震性に関して

III CO₂削減に寄与する建築物における木材の利用促進

建築物の重量化による地震時の危険性



- 省エネ化等の影響で建築物が重くなると地震力は比例関係で大きくなるため、設計・施工不良があった場合に危険性が大きい。
- 重量化に応じて必要な壁量について、他の要素も踏まえつつ引き続き検証。

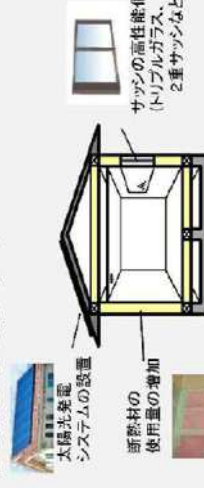
壁量計算の想定とZEH住宅事例の重量と地震力の比較

壁量計算の想定 (重い壁根)	ZEH住宅事例 平均※
2階建ての2階 重量 (N/m ²) 1470	1920
地震力 (N/m ²) 412	538
2階建ての1階 重量 (N/m ²) 3170	4550
地震力 (N/m ²) 634	910

※ ZEHレベルの断熱性能の在来木造住宅のサンブル調査(118件)で用いられている断熱材等から推計

建築物が重いと地震力が大きくなる

(参考)住宅の省エネ化のイメージ



- ・断熱材の使用量の増加(6地域 壁の断熱材の例)
旧省エネ基準相当 (GW10K310mm) : 0.3 (kg/m²)
H28年建築物省エネ基準相当 (GW10K110mm) : 1.1 (kg/m²)
ZEHレベル相当 (GW24K105mm) : 2.5 (kg/m²)
- ・窓の高性能化(ガラスの複層化)
単層ガラス (5mm) : 12.5 (kg/m²)
複層ガラス (3mm+3mm) : 15.0 (kg/m²)
トリプルガラス (3mm+3mm+3mm) : 22.5 (kg/m²)

耐震等級1(建築基準法レベル)は利用できません!

耐震性の証明方法

- ・ 断熱材、太陽光パネル等の荷重を見込んだ構造計算を実施したものであること※建築士による確認・証明等によって耐震性能が確認できるもの
- ・ 以下の①~③のどれかの方法
 - ①「木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準(案)の概要」より構造安全性が確かめられたもの
 - ②住宅性能表示制度の耐震等級3であるもの
 - ③住宅性能表示制度の耐震等級2を満たし、かつ、建築主又は買主へ現行の耐震等級2が将来の基準では不足する可能性があることこの説明及び同意取得を行うもの

木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化 に対応するための必要な壁量等の基準(案)

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001519525.pdf>

簡易に必要な壁量を確認する方法

在来木造 表1 ZEH水準等の建築物における必要な壁量に関する基準(案)の追加
 <令第46条第4項関係>

	階の床面積に乗ずる数値 (単位 一平方メートルにつきセンチメートル)					
	階数が一の建築物	階数が二の建築物の一階	階数が二の建築物の二階	階数が三の建築物の一階	階数が三の建築物の二階	階数が三の建築物の三階
第四十三条第一項の表の(一)又は(三)に掲げる建築物	15	33	21	50	39	24
第四十三条第一項の表の(二)に掲げる建築物	11	29	15	46	34	18
ZEH水準等の建築物(案)	25	53	31	81	62	36

この表における階数の算定については、地階の部分の階数は、算入しないものとする。

木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化 に対応するための必要な壁量等の基準(案)

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001519525.pdf>

簡易に必要な壁量を確認する方法

枠組壁工法

表2 枠組壁工法を用いたZEH水準等の建築物における必要な壁量に関する基準(案)の追加
 <平成13年国土交通省告示第1540号第5第五号関係>

	階の床面積に乗ずる数値 (単位 一平方メートルにつきセンチメートル)					
	階数が一の建築物	階数が二の建築物の一階	階数が二の建築物の二階	階数が三の建築物の一階	階数が三の建築物の二階	階数が三の建築物の三階
屋根を金属板、石版、木板その他これらに類する軽い材料でふいたもの	11	29	15	46	34	18
屋根をその他の材料でふいたもの	15	33	21	50	39	24
多雪区域における建築物 (垂直積雪量が1mの区域)	25	43	33	60	51	35
多雪区域における建築物 (垂直積雪量が2mの区域)	39	57	51	74	68	55

この表において、屋根に雪止めがなく、かつ、その勾(こう)配が三十度を超える建築物又は雪下ろしを行う階層のある地方における建築物については、垂直積雪量をそれぞれ次のイ又はロに定める数値とみなすことができる。この場合において、垂直積雪量が1m未満の区域における建築物とみなされるものについては、平屋建て建築物にあっては25と39とを、二階建ての建築物の一階にあっては43と57とを、二階建ての建築物の二階にあっては33と51とを、三階建ての建築物の一階にあっては60と74とを、三階建ての建築物の二階にあっては51と68とを、三階建ての建築物の三階にあっては35と55とをそれぞれ直線的に延長した数値とする。

イ 令第八十六條第四項に規定する屋根形状係数を垂直積雪量を乗じた数値(屋根の勾(こう)配が六十度を超える場合は、0)

ロ 令第八十六條第六項の規定により積雪荷重の計算に用いられる垂直積雪量の数値

ZEH水準等の建築物(案)	25	53	31	81	62	36
ZEH水準等の建築物(案) 多雪区域における建築物 (垂直積雪量が1mの区域)	39	67	46	95	76	52
ZEH水準等の建築物(案) 多雪区域における建築物 (垂直積雪量が2mの区域)	53	81	60	109	91	68

木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化 に対応するための必要な壁量等の基準(案)

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001519525.pdf>

柱の小径 表3 ZEH水準等の建築物における柱の小径に関する基準(案)の追加
 <令第43条第1項関係>

	張り間方向又はけたけ方向に相互の間隔が十メートル以上の柱又は学校、保育所、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、物品販売業を営む店舗(床面積の合計が十平方メートル以内のものを除く。)若しくは公衆浴場の用途に供する建築物の柱			左欄以外の柱	
	最上階又は階数が一の建築物の柱	その他の階の柱	最上階又は階数が一の建築物の柱	その他の階の柱	
(一) 土蔵造の建築物その他これに類する壁の重量が特に大きい建築物	1/2.2	1/2.0	1/2.5	1/2.2	
(二) (一)に掲げる建築物以外の建築物で屋根を金属板、石板、木板その他これらに類する軽い材料でふいたもの	1/3.0	1/2.5	1/3.3	1/3.0	
(三) (一)及び(二)に掲げる建築物以外の建築物	1/2.5	1/2.2	1/3.0	1/2.8	
ZEH水準等の建築物(案)	1/2.5	1/2.2	1/2.8	1/2.5	
ZEH水準等の建築物(案) (多雪区域)	1/2.0	1/1.8	1/2.2	1/2.0	

※構造耐力上主要な部分である柱の小径は、その柱に接着する土台、はり等の構造耐力上主要な部分である横架材の相互間の垂直距離に対して、表に掲げる割合以上のものとする。

今後のスケジュール

- 5月11日 工務店グループ募集開始
- 5月22日 工務店グループ募集締切
- 5月26日 工務店Web登録確認締切
- 5月31日 国交省へ適用申請書提出
- 6月中旬 採択グループ決定予定

- ※採択決定前の着工物件は補助対象にはなりません。
- 6月中旬 第1次物件募集始予定
- 7月上旬 第1次募集締切、補助金利用物件確定予定

工務店参加申込の方法

Step.1

住宅を考える工務店の会入会申込書を事務局へ提出

令和5年5月22日必着

Step.2

登録したメールアドレスに認証パスコードとURLが届きます。Web上の認証システムにアクセス

Step3

認証システムにて、内容確認後グループ登録を承認

令和5年5月26日まで

令和5年度地域型住宅グリーン化事業・骨董県産材合販で作る省資源グリーン化住宅 住宅を考える工務店の会 入会申込書			
会社名			
本社所在地	〒 - (カナ)		
代表者名	TEL FAX		
担当者氏名	職業に連絡が取れる電話番号		
E-mail			
主要構造材 (柱・梁・土台) の種別	会社名 担当者名 連絡先 E-mail		
プレカット業者	会社名 担当番号 連絡先 E-mail		
設計事務所名	TEL		
住所	E-mail		
実績	令和4年(1~12月) 22~4年の平均の建設戸数		
元請の新築住宅供給戸数	戸		
うち木造の長期優良住宅	戸		
うち木造の認定低炭素住宅	戸		
うち木造のゼロ・エネルギー住宅	戸		
H27~R4年度の長期優良住宅グリーン化事業補助実績	戸		
H27~R4年度のゼロエネルギー住宅グリーン化事業補助実績	戸		
住宅用エネルギー工技術講習会等の参加履歴	受講済否		
地産材(各法木材)の利用割合をご記入ください。※()内は枠組み壁工法の場合			
柱(縦枠・上下枠)	梁(床組木・増組木)	桁(床つなぎ)	土台
%	%	%	%
本年度補助金を希望する種数			
申請件数		種数	
長期優良住宅		うち希望する加算枠	
ゼロエネルギー住宅(ZEH・NearbyZEH)		地域材	
ゼロエネルギー住宅(ZEH・NearbyZEH)		三世代	
ゼロエネルギー住宅(ZEH・Oriented・認定低炭素)		60坪以下	
長期優良住宅		60坪以上	
ゼロエネルギー住宅(ZEH・NearbyZEH)+長期優良住宅			
ゼロエネルギー住宅(ZEH・NearbyZEH)			
ゼロエネルギー住宅(ZEH・Oriented・認定低炭素)			
長期優良住宅			
ゼロエネルギー住宅(ZEH・NearbyZEH)+長期優良住宅			
ゼロエネルギー住宅(ZEH・NearbyZEH)			
ゼロエネルギー住宅(ZEH・Oriented・認定低炭素)			
通常			
会社名・代表者名・住所等、登記簿本の通り正確にご記入ください。 上記ご記入の上、5月22日までに事務局(平野商事)担当者までご提出ください。[FAX:0176-23-3067]			

令和5年度地域型住宅グリーン化事業・青森県産材合板で作る青森型グリーン化住宅

住宅を考える工務店の会 入会申込書

会社名			
本社所在地	〒 -		
代表者名	(カナ)	TEL	
		FAX	
担当者氏名		確実に連絡が取れる電話番号	
E-mail			
主要構造部材 (柱・梁・桁・土台) の購入先	会社名	担当者名	
	連絡先	E-mail	
プレカット業者	会社名	担当者名	
	連絡先	E-mail	
設計	設計事務所名	TEL	
	住所	E-mail	
実績		令和4年(1~12月)	R2~4年の平均(小数点以下切捨)
元請の新築住宅供給総戸数		戸	戸
うち木造の長期優良住宅		戸	戸
うち木造の認定低炭素住宅		戸	戸
うち木造のゼロ・エネルギー住宅		戸	戸
H27~R4年度の長期優良住宅グリーン化事業補助実績			
H27~R4年度のゼロエネルギー住宅グリーン化事業補助実績			
住宅省エネルギー施工技術講習会等の参加履歴	受講済み		受講予定

地域材(合法木材)の利用割合をご記入ください。※()内は枠組み壁工法の場合		棟数		うち希望する加算枠			
柱(縦枠・上下枠)	梁(床根太・端根太)	桁(頭つなぎ)	土台	地域材	三代	バリアフリー	バリアフリー
%	%	%	%	%	%	%	%
本年度補助金を希望する棟数							
こどもエコ	申請枠種	長期優良住宅					
		ゼロエネルギー住宅(ZEH・NearlyZEH)+長期優良住宅					
		ゼロエネルギー住宅(ZEH・NearlyZEH)					
		ゼロエネルギー住宅(ZEH Oriented・認定低炭素)					
通常		長期優良住宅					
		ゼロエネルギー住宅(ZEH・NearlyZEH)+長期優良住宅					
		ゼロエネルギー住宅(ZEH・NearlyZEH)					
	ゼロエネルギー住宅(ZEH Oriented・認定低炭素)						

会社名・代表社名・住所等、登記簿謄本の通り正確にご記入ください。

上記ご記入の上、5月22日までに事務局(平野商事)担当者までご提出ください。(FAX:0176-23-3967)



各事業の詳細はそれぞれのページで確認できます。



2. 予算に対する補助金申請額の割合(概算値)[※]

※各事業それぞれ、補助金申請額が予算上限100%に達し次第、交付申請(予約含む)の受付を終了します。



5月10日現在

HIRANO SHOJI CO.,LTD

こどもエコ(新築)

2. 対象住宅の条件

補助対象事業のタイプ

新築

＜発注者又は購入者が自ら居住する住宅が対象＞

(1) 注文住宅の新築

子育て世帯^{※1}又は若者夫婦世帯^{※2}が、新たに発注(工事請負契約)するもの

※1 子育て世帯とは、申請時点において、子(令和4年4月1日時点で18歳未満(平成16(2004)年4月2日以降出生)(令和5年3月末までに工事着手を行うもの)については、令和3年4月1日時点で18歳未満(平成15(2003)年4月2日以降出生))の子を有する世帯。
 ※2 申請時点において夫婦であり、令和4年4月1日時点でいずれかが39歳以下(昭和57(1982)年4月2日以降出生)(令和5年3月末までに工事着手を行うもの)については、令和3年4月1日時点でいずれかが39歳以下(昭和56(1981)年4月2日以降出生))の世帯。

(2) 新築分譲住宅の購入

子育て世帯又は若者夫婦世帯が購入(売買契約)する新築住宅^{※3}

※3 売買契約締結時点において、完成(検査済証の発出日)から1年以内であり、人の居住の用に供したくないもの

子育て世帯：交付申請時点において、平成16(2004)年4月2日以降に出生した子を有する世帯

若者夫婦世帯：交付申請時点において夫婦であり、いずれかが昭和57(1982)年4月2日以降の出生である世帯

※令和5年3月末までに着工したした場合、規定が1年早くなります。

補助対象期間

新築

リフォーム

新築

(1) 注文住宅の新築

令和4年11月8日以降に基礎工事より後の工程の工事に着手※¹するもの。ただし、令和5年12月31日までに工事が一定以上の出来高に達した上で交付申請を行い、別途定める期間内に完了報告が可能なものに限る。 **100万円以上の出来高**

(2) 新築分譲住宅の購入

令和4年11月8日以降に基礎工事より後の工程の工事に着手するもの。ただし、令和5年12月31日までに工事が一定以上の出来高に達した上で交付申請を行い、別途定める期間内に完了報告が可能なものに限る。

対象住宅の性能要件等

新築

新築

(1) 世帯要件

子育て世帯又は若者夫婦世帯

(2) 対象住宅の性能・延べ面積等

次の①～④のすべてに該当すること

- ①強化外皮基準に適合し、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量が削減される性能を有するもの(ZEH, Nearly ZEH, ZEH Ready又はZEH Oriented)に加え、令和4年10月1日以降に認定申請をした認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅はこれに該当します。
- ②住戸の延べ面積が50㎡以上(床面積は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積(吹き抜け、バルコニー及びメーターボックスの部分を除く。))により算定します。なお、住戸内に階段が存在する場合、階段下のトイレ及び収納等の面積を含めます。以下同じ)のもの
- ③土砂災害防止法に基づき土砂災害特別警戒区域に立地しないもの
- ④都市再生特別措置法第88条第5項の規定※により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による勧告に従わなかった旨の公表がされていないもの

※「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外の区域」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域)内」で建設されたものうち、一定の規模以上(3戸以上又は1戸もしくは2戸で規模が1,000㎡以上)の開発によるもので、都市再生特別措置法第98条第3項に基づき適正なものとするために行われる市町村長の勧告に従わなかった場合、その旨が市町村長により公表できることとされています。

(注) 交付申請にあたり、住宅の性能を証明する書類が必要になります。

3. 補助額

補助額

新築

新築

(1)対象住宅

ZEH水準

強化外皮基準かつ再生可能エネルギー等を除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの

(ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented)に加え、令和4年10月1日以降に認定申請した認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅)

3地域：UA値0.5以下 BEI 0.8以下

(2)補助額

100万円/戸

構造強化は必要無し

4. 申請手続き

申請期限等 (予定)

新築

	令和4年 11月8日	令和5年 12月31日	令和6年 3月31日	令和6年 7月31日	令和7年 4月30日	令和8年 2月28日
着工の時期				令和5年12月31日まで		
基礎工事より後の工程の工事着手				令和5年12月31日まで		
事業者登録	令和5年1月17日	※1 注文住宅の場合、工事負担契約後に行われる工事であること ※事業者登録後の着工				
補助金交付申請	令和5年3月下旬	令和5年3月下旬	令和5年3月下旬	令和5年12月31日まで※2	令和5年11月30日まで※2	令和5年12月31日まで※2
補助金交付						
完了報告				令和6年7月31日まで	令和7年4月30日まで	令和8年2月28日まで

ZEH支援事業

区分	ZEH	ZEH+	ZEH+
申請対象者	・新築住宅を建築・購入する個人 ・新築住宅の販売者となる法人	・新築住宅を建築・購入する個人 ・新築住宅の販売者となる法人	・新築住宅を建築・購入する個人 ・新築住宅の販売者となる法人
対象となる住宅	・「ZEH」 ・Nearly ZEH (寒冷地、低日照地域、多雪地域に限る) ・ZEH Oriented (都市部狭小地の二階建以上及び多雪地域に限る)	・「ZEH+」 ・Nearly ZEH+ (寒冷地、低日照地域、多雪地域に限る)	・「ZEH+」 ・Nearly ZEH+ (寒冷地、低日照地域、多雪地域に限る)
交付要件の主なポイント	①戸建住宅における「ZEH」の定義を満たしていること ②SHに登録されているZEHビルダー/プランナーが 際与(建築、設計又は販売)する住宅であること	①戸建住宅における「ZEH+」の定義を満たし、かつ、 以下のいずれを満たすこと 1. 省エネルギー率の向上 (省エネ基準から25%以上の一次エネルギー消費率削減) 2. 以下の再生可能エネルギーの自家消費設備が設置のうち 2つ以上を導入すること 1. 外皮性能の向上 2. 高効率エネルギーマネジメント 3. 電気自動車(PHV車を含む)を活用した 自家消費の拡大 ②SHに登録されているZEHビルダー/プランナーが 際与(建築、設計又は販売)する住宅であること	①戸建住宅における「ZEH+」の定義を満たし、かつ、 以下のいずれを満たすこと 1. 省エネルギー率の向上 (省エネ基準から25%以上の一次エネルギー消費率削減) 2. 以下の再生可能エネルギーの自家消費設備が設置のうち 2つ以上を導入すること 1. 外皮性能の向上 2. 高効率エネルギーマネジメント 3. 電気自動車(PHV車を含む)を活用した 自家消費の拡大 ②SHに登録されているZEHビルダー/プランナーが 際与(建築、設計又は販売)する住宅であること
補助額	55万円/戸	100万円/戸	100万円/戸
公募方法	先着方式 一般公募及び新築取り組みZEHビルダー/プランナー向け公募に分けて実施する	先着方式 一般公募及び新築取り組みZEHビルダー/プランナー向け公募に分けて実施する	先着方式 一般公募及び新築取り組みZEHビルダー/プランナー向け公募に分けて実施する
図			

構造強化は
必要無し

HIRANO SHOJI CO.,LTD

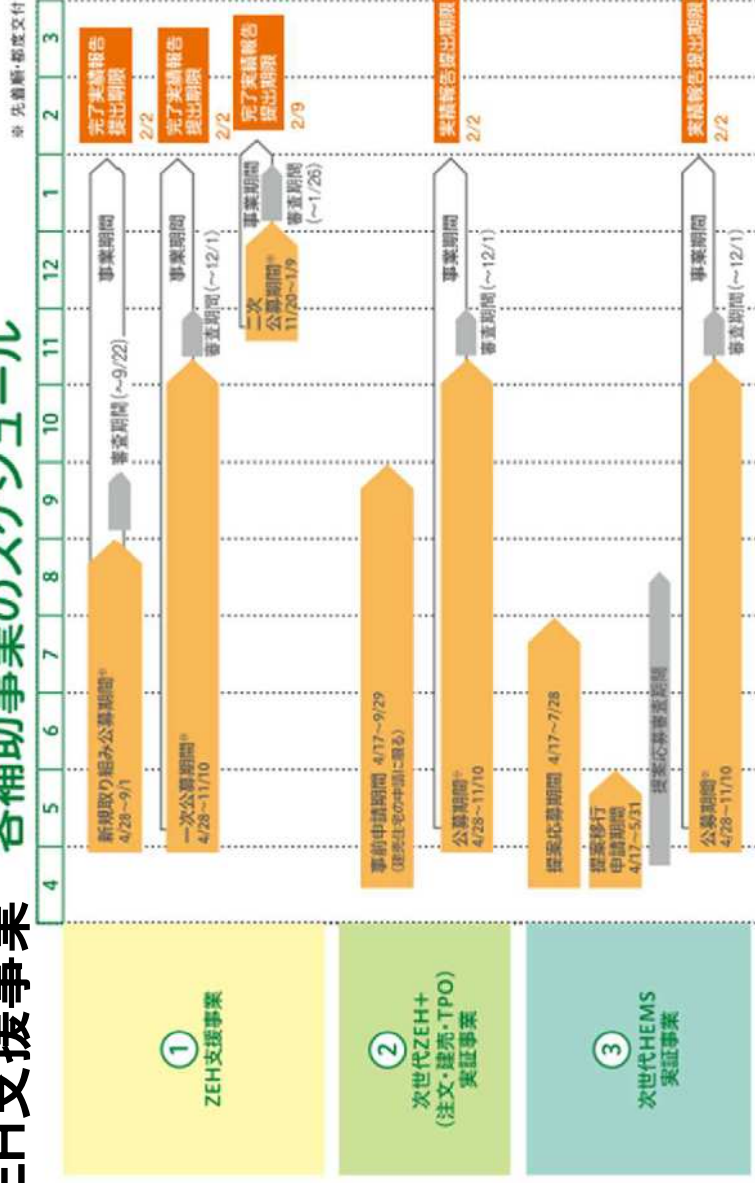
ZEH支援事業

区分	次世代ZEH+ (注文・建売・TPO)	次世代HEMS 実証事業	次世代HEMS 実証事業
申請対象者	・新築住宅を建築・購入する個人	・新築住宅を建築・購入する個人	・新築住宅を建築・購入する個人
対象となる住宅	・「ZEH+」 ・Nearly ZEH+ (寒冷地、低日照地域、多雪地域に限る)	・「ZEH+」 ・Nearly ZEH+ (寒冷地、低日照地域、多雪地域に限る)	・「ZEH+」 ・Nearly ZEH+ (寒冷地、低日照地域、多雪地域に限る)
交付要件の主なポイント	「ZEH+の要件」を満たし、かつ、 以下のいずれかつ以上を導入すること 1. 蓄電システム 2. V2H充電設備(充電設備) 3. 燃料電池 4. 太陽熱利用温水システム 5. 太陽光発電システム10kW以上	①「ZEH+の要件」を満たした上で 高効率エネルギーマネジメントを選択し、かつ、蓄電システム 又はV2H充電設備(充電設備)を導入すること ②要は、燃料電池、太陽熱利用温水システムの設置を 導入することとする ③太陽光発電システムによるエネルギーを最大活用し、 自家消費量を更に拡大することを目的に、AI-IoT技術等による 最適制御を行う仕組みを備えていること	①「ZEH+の要件」を満たした上で 高効率エネルギーマネジメントを選択し、かつ、蓄電システム 又はV2H充電設備(充電設備)を導入すること ②要は、燃料電池、太陽熱利用温水システムの設置を 導入することとする ③太陽光発電システムによるエネルギーを最大活用し、 自家消費量を更に拡大することを目的に、AI-IoT技術等による 最適制御を行う仕組みを備えていること
補助額	100万円/戸	112万円/戸	112万円/戸
公募方法	先着方式 蓄電システム(設置型):2万円/kWh、 補助対象経費の1/3又は20万円のみ、いずれか低い額を加算 ・V2H充電設備(充電設備):補助対象経費の1/2 又は75万円のみ、いずれか低い金額を加算 ・燃料電池2万円/台 ・太陽熱利用温水システム(凍体式):17万円/戸、【空気式】60万円/戸	先着方式 申請する住宅に限りZEHビルダー/プランナーは、交付申請の前に HEMSメーカーとコンソーシアムを組んで、(商業応募)を行うこと	先着方式 申請する住宅に限りZEHビルダー/プランナーは、交付申請の前に HEMSメーカーとコンソーシアムを組んで、(商業応募)を行うこと
図			

構造強化は
必要無し

HIRANO SHOJI CO.,LTD

ZEH支援事業 各補助事業のスケジュール



ZEHビルダー／プランナーへの事前登録必須！

HIRANO SHOJI CO.,LTD

3. 補助額

補助額

リフォーム

リフォーム

(1)対象工事

- ①(必須)住宅の省エネ改修
- ②(任意)住宅の子育て対応改修、防災性向上改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等

(2)補助額

リフォーム工事内容に応じて定める上限補助額は下表の通り

世帯の属性	既存住宅購入の有無	1戸あたりの上限補助額
子育て世帯又は若者夫婦世帯	既存住宅を購入※1※2リフォームを行う場合※3	60万円
	上記以外のリフォームを行う場合※4	45万円
その他の世帯※5	安心R住宅を購入※1※2リフォームを行う場合※3	45万円
	上記以外のリフォームを行う場合	30万円

※1 売買契約額が100万円(税込)以上であることとします。
 ※2 令和4年11月8日(令和4年度補正予算(第2号)案閣議決定日)以降に売買契約を締結したものに限りです。
 ※3 自ら居住することを目的に購入する住宅について、売買契約締結から3ヶ月以内(リフォームの請負契約を締結する場合)に限りです。
 ※4 自ら居住する住宅でリフォーム工事を行う場合に限りです。
 ※5 法人、管理組合を含みます。

HIRANO SHOJI CO.,LTD

3. 補助額

補助額 (リフォーム)

リフォーム

■ 補助額

下記①～⑧のリフォーム工事等に応じて設定する補助額の合計とします。

いずれか 必須	① 開口部の断熱改修	工事内容に応じて 補助額を設定
	② 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修	
	③ エコ住宅設備の設置	
	④ 子育て対応改修	
	⑤ 防災性向上改修	
	⑥ バリアフリー向上改修	
	⑦ 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置	
	⑧ リフォーム瑕疵保険等への加入	

任意

(注) 1 申請あたり①～⑧の合計補助額が**5万円未満**の場合は補助申請できません。

例外として、経済産業省及び環境省が実施する「住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等(先進的密リノベ事業)」又は経済産業省が実施する「高効率給湯器導入促進による家庭部門のエネルギー一次消費削減補助金(給湯省工本事業)」において補助申請が受理される場合は、本事業における1申請あたりの合計補助額が**2万円以上**であれば申請可能とします。

(注) ④の子育て対応改修に該当する開口部の改修又は⑤の防災性向上改修に該当する開口部の改修のうち、①の開口部の断熱改修の基準を満たすものは、必須工事を実施しているものとして扱います。

3. 補助額

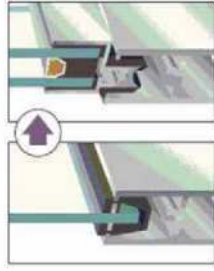
断熱改修の例

リフォーム

開口部の断熱改修

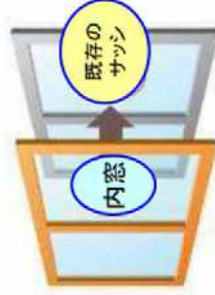
ガラス交換

単板ガラス入りサッシのガラスを
複層ガラスに交換



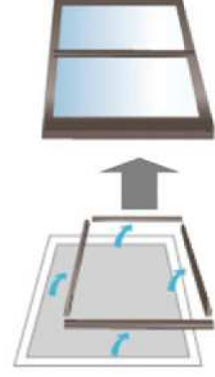
内窓設置

既存サッシの内側に
樹脂製の内窓を設置



外窓交換

古いサッシを枠ごと取外し、
新しい断熱窓を取り付け



外壁の断熱改修

既存の外壁の断熱材を撤去し、
敷込断熱等々施工



天井の断熱改修

既存天井の断熱材を撤去し、
敷込断熱等々施工



既存天井をそのままに
吹込断熱等々施工



※ 事務局に登録された型番の製品を使用した工事のみが対象です。

3. 補助費

エコ住宅設備の例

リフォーム

エコ住宅設備

太陽熱利用システム

屋根に集熱器を設置し、軒先や屋内等に蓄熱槽を設置



太陽光発電システムではありません！

高断熱浴槽



高効率給湯器



蓄電池



節水型トイレ



節湯水栓



※ 事務局に登録された型番の製品を使用した工事のみが対象です。

HIRANO SHOJI CO.,LTD

3. 補助費

子育て対応改修の例

リフォーム

子育て対応改修

ビルトイン食器洗機



掃除しやすいレンジフード



ビルトイン自動調理対応コンロ



浴室乾燥機



宅配ボックス



キッチン対面化



※ 事務局に登録された型番の製品を使用した工事のみが対象です。

HIRANO SHOJI CO.,LTD

3.補助費

バリアフリー改修の例

リフォーム

バリアフリー改修

手すりの設置※1

階段に手すりを設置



段差解消※1

寝室と廊下の段差を解消



廊下幅等の拡張※1

居間の出入口の幅を拡張



衝撃緩和畳の設置※2

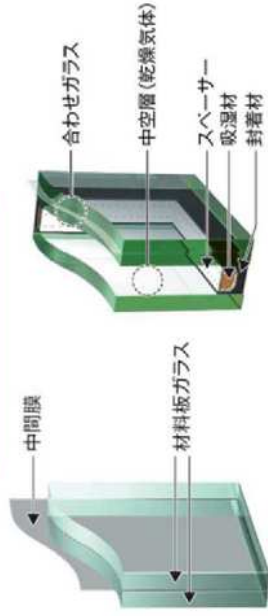


※1 原則として、「バリアフリー改修促進税制における施工対象」が本制度の対象となります。
 ※2 事務局に登録された型番の製品の製品を使用した工事のみが対象です。

HIRANO SHOJI CO.,LTD

⑤ 防災性向上改修

防災安全合わせガラス



25

⑦ 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置



※ 事務局に登録された型番の製品の製品を使用した工事のみが対象です。

HIRANO SHOJI CO.,LTD

3. 補助額

リフォーム瑕疵保険等への加入の補助額

リフォーム

⑧ リフォーム瑕疵保険等への加入

以下のリフォーム瑕疵保険又は大規模修繕工事瑕疵保険への加入に対して、補助額を補助します。

7,000円／契約

- 国土交通大臣が指定する住宅瑕疵担保責任保険法人が取り扱うリフォーム瑕疵保険及び大規模修繕工事瑕疵保険であること

4. 申請手続き
申請期限等（予定）

リフォーム

	令和4年 11月8日	令和5年 12月31日	令和6年 3月31日
契約・着工の時期	既存住宅の購入	売買契約※1	令和5年12月31日まで
	工事着手	工事着手※2	令和5年12月31日まで ※ 事業者登録後の着工
手続きの時期	事業者登録	事業者登録	遅くとも令和5年12月31日まで※3
	補助金 交付申請	予約申請※4	予算上限に達するまで(遅くとも令和5年11月30日まで)※3
		交付申請※4	予算上限に達するまで(遅くとも令和5年12月31日まで)※3
	補助金交付	補助金交付※5	

※1 既存住宅購入による上限引き上げの場合、売買契約締結から3ヶ月以内リフォーム工事の請負契約を締結する場合には限りません。

※2 工事請負契約後に行われる工事であること

※3 お早めの申請をおすすめします。

※4 交付申請を行い、交付決定されるには、工事の完了を確認できる書類が必要となりますが、工事の着工後は、交付申請前に予約申請を行って予算を確保することが可能です。ただし、予約申請から3ヶ月以内に交付申請ができない場合、予約は取り消されます。交付申請に基づき交付決定がない限りは、補助金交付は確定されません。

※5 補助金は交付決定され次第交付されますが、交付された補助金は工事発注者に還元する必要があります

先進的窓リノベ事業の概要

- ・住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業：経済産業省
- ・断熱窓への改修促進等による家庭部門の省エネ・省CO2加速化支援事業：環境省

令和4年度補正予算：1,000億円

1 制度の目的

既存住宅における熱損失が大きい窓の断熱性能を高めることにより、エネルギー価格高騰への対応（冷暖房負担の軽減）や、2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）への貢献、2050年ストック平均でZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保への貢献を目的とします。

2 補助対象

高い断熱性能を持つ窓への改修に関する費用の1/2相当等を定額補助（上限200万円）（リフォーム事業者が申請し、住宅所有者等に全額還元）

※ 補正予算案閣議決定日（令和4年11月8日）以降に契約を締結し、事業者登録後（こどもみらい住宅支援事業の登録事業者は、事務局開設日（令和4年12月16日）（開設日以降）に登録申請した場合は、その申請の日）以降）に着工したものに限る。



補助額の例
例：戸建住宅・低層集合住宅

グレード	床面積の区分	
	大 (2.8㎡～)	小 (1.6～2.8㎡)
内窓設置		
S	124,000	84,000
A	84,000	57,000
SS	183,000	136,000
外窓交換		
S	124,000	92,000
A	102,000	76,000
		51,000

3 手続き



先進的窓リノベ事業

補助対象期間

(1) 工事請負契約

令和4年 11 月8日から令和5年 12 月 31日まで
に工事請負契約※1を締結したものを対象とします。

※1 令和4年 11 月7日までに請負契約を締結した工事の変更契約は除きます。

(2) 工事の実施

事業者登録※2の後に工事を着工※3し、令和5年 12 月 31 日までに工事が完了するものを対象とします。

※2 事業者登録申請日以降の着工であること。但し、こどもみらい住宅支援事業の登録事業者は令和4年 12 月 16 日以降に着工したものが補助対象となります。

※3 工事請負契約後に行われる工事であること。

(3) 交付申請期間

全ての工事完了後、もしくは工事着手後の予約申請
令和5年3月下旬～遅くとも令和5年 12 月 31 日（予定）

先進的窓リノベ事業

補助額：1戸当たりの上限補助額：2,000,000円

補助額算定方法

	窓の性能 (Uw)	性能区分	大			中			小			極小		
			2.8㎡以上			1.6㎡以上			0.2㎡以上			0.2㎡未満		
ガラス交換	1.1以下	P (SS)	48,000円			30,000円			8,000円			8,000円		
	1.5以下	S	32,000円			21,000円			5,000円			5,000円		
	1.9以下	A	26,000円			17,000円			4,000円			4,000円		
内窓設置	1.1以下	P (SS)	124,000円			84,000円			53,000円			53,000円		
	1.5以下	S	84,000円			57,000円			36,000円			36,000円		
	1.9以下	A	69,000円			47,000円			30,000円			30,000円		
外窓交換 (カバー工法)	1.1以下	P (SS)	183,000円			136,000円			91,000円			91,000円		
	1.5以下	S	124,000円			92,000円			62,000円			62,000円		
	1.9以下	A	102,000円			76,000円			51,000円			51,000円		
外窓交換 (はつり工法) 既存枠を撤去	1.1以下	P (SS)	183,000円			136,000円			91,000円			91,000円		
	1.5以下	S	124,000円			92,000円			62,000円			62,000円		
	1.9以下	A	102,000円			76,000円			51,000円			51,000円		

※ガラス交換の場合、ガラスの大きさは半分の、大(1.4㎡以上)中(0.8㎡以上)小(0.1㎡以上)極小(0.1㎡未満)です。

HIRANO SHOJI CO.,LTD



「給湯省エネ事業」

高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー
推進事業費補助金の概要

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー一部
省エネルギー課
新エネルギーシステム課

HIRANO SHOJI CO.,LTD

事業概要

【令和4年度補正予算300億円】

事業目的

本事業では、家庭のエネルギー消費で大きな割合を占める給湯分野について、高効率給湯器の導入支援を行い、その普及拡大により、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とします。

補助対象

高効率給湯器（ヒートポンプ給湯機、ハイブリット給湯機、家庭用燃料電池）が対象。

※省エネ法に基づいた「トップランナー」制度における省エネ基準を満たすもの等に限る。

	ヒートポンプ給湯機（エコキュート）	ハイブリット給湯機	家庭用燃料電池（エネファーム）
補助額（予定）	5万円/台	5万円/台	15万円/台

ヒートポンプ給湯機（エコキュート）



出所）三菱電機



出所）日立

家庭用燃料電池（エネファーム）

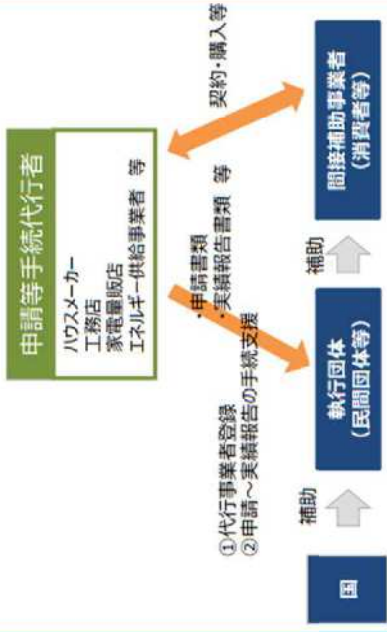


出所）アイシン

事業スキーム

消費者等に対し、家庭でのエネルギー消費量を削減するために必要な高効率給湯器の導入に係る費用を補助。

※申請手続については、消費者等と契約の締結等を行った事業者等が代行する



※補正予算案閣議決定日以降に契約を締結し、事業者登録後に着工したものに限り。

令和5年度当初予算:

住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業(279.18億円)の内数

カーボンニュートラルの実現に向け、住宅ストックの省エネ化を推進するため、住宅をZEHレベルの高い省エネ性能へ改善する取組に対して、期限を区切って国が直接支援を行う。

省エネ診断

【補助率】民間実施：国1/3 公共実施：国1/2

省エネ設計・省エネ改修(建替えを含む)

■ 補助対象費用

省エネ設計等費及び省エネ改修工事費を合算した額

※設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の断熱化工事と同額以下。

※ZEHレベルの省エネ改修と併せて実施する構造補強工事を含む。

※改修後に耐震性が確保されること(計画的な耐震化を行うものを含む)。

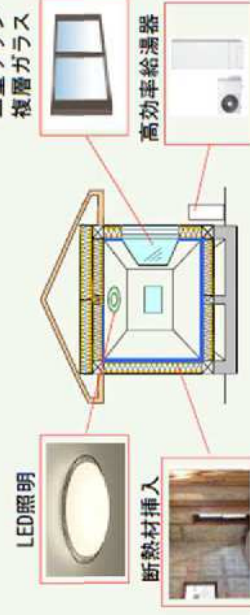
※令和6年度末までに着手したものであって、改修(部分改修を含む)による省エネ性能が

ZEHレベルとなるものに限定。

■ 補助限度額

※省エネ改修の地域への普及促進に係る取組を行う場合に重点的に支援

建物の種類	補助額
戸建住宅 共同住宅	350,000円/戸 (※補助対象費用の40%を限度)



【既存住宅の省エネ改修のイメージ】

2. 補助対象の要件等

共通

- ・住宅の「省エネ診断」及びZEHLレベルとなる「省エネ設計等、省エネ改修」を対象とします。
- ・令和5年4月1日以降の契約かつ事業者登録後に着手する工事を対象とします。

対象	補助する内容	条件等
省エネ診断	・省エネ性能の証明書取得費用等	・省エネ診断のみでの申請可能 ・事業者登録前の実施でも申請可能 ・省エネ設計・改修と重複して申請可能
省エネ設計 省エネ改修	・省エネ設計等に係る費用 ・開口部・躯体等の断熱化工事費用 ・設備の効率化に係る工事費用 ・省エネ改修と併せて実施する構造補強工事費用	・ZEHLレベルとなる「全体改修・建替え、部分改修」 ・改修後の耐震性確保が必要(計画的な耐震化含む) ・省エネ改修と併せて実施する構造補強工事を含む

※全体改修又は建替えにより、階数が2階以下かつ床面積の合計が500㎡以下の木造のZEHLレベルの住宅を整備する場合は、以下の①～④のいずれかに該当する場合に限り、補助対象とする。

①構造計算により構造安全性が確かめられた住宅

②「木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準(案)」(以下、「壁量等基準(案)」という。)又は公布後の壁量等の基準により構造安全性が確かめられた住宅(ただし、改修の場合は、柱の小径に関する規定への適合は要件としない)

③現行の住宅性能表示制度における耐震等級3を満たす住宅

④現行の住宅性能表示制度における耐震等級2を満たし、かつ、建築主又は買主に対して次のイ及びロの事項の説明を行った上で同意を得た住宅(事業者から建築主又は買主に対して同意書の写しを提出すること)

イ 国土交通省において、壁量等基準(案)を原案として政省令・告示等の検討を進め、パブリックコメント等の手続を経た上で確定、公布することを予定しており、確定・公布された基準は、令和7年4月以降に建築される木造のZEHLが満たすべき基準となること

ロ 当該住宅が、上記見直しにより、見直し後の壁量等の基準を満たさなくなる可能性があること

HIRANO SHOJI CO.,LTD

2. 補助対象の要件等 全体改修又は建替え

全体改修・建替え

分類	説明
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6となるものでBELS等の第三者評価の認証を取得するもの ※再生可能エネルギーの導入は要件としない
補助対象 工事	<ul style="list-style-type: none"> ・建物全体を断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6とする改修工事 ・上記改修工事と併せて実施する構造補強工事 ・型番登録された製品の利用は要件としない
補助額	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の工事に必要な費用及び省エネ設計等に係る費用×補助率40% ※設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の断熱化工事と同額以下であること
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6となるものでBELS等の第三者評価の認証を取得するもの ※再生可能エネルギーの導入は要件としない ・対象建物が建替えであることを証明する所定の書類を提出できるもの
補助対象 工事	<ul style="list-style-type: none"> ・断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6とする建替え工事 ・型番登録された製品の利用は要件としない
補助額	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の工事のうち省エネ改修工事費相当額及び省エネ設計等に係る費用×補助率40% ※設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の断熱化工事と同額以下であること

HIRANO SHOJI CO.,LTD

2. 補助対象の要件等 構造補強工事

全体改修

- ・建物全体を断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6とする改修工事と併せて実施する工事を補助対象とします。
- ・必要な構造補強として、改修後、下表に示すいずれかの基準に適合させるための工事を補助対象とします。

No.	改修後の適合基準
①	「木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準(案)の概要」※に適合すること ※下記ページ参照 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000166.html
②	住宅性能表示における耐震等級3に適合すること
③	構造計算により構造安全性が確認できること

HIRANO SHOJI CO.,LTD

2. 補助対象の要件等 部分改修工事

部分改修

分類	補助対象となる工事
必須工事	複数の開口部※についてZEH仕様基準を満たすよう改修する工事 (P9,10参照)
部分改修 (全体改修の要件に適合しないもの)	必須工事と併せて実施する①②の工事 ①ZEH仕様基準を満たす躯体の断熱改修工事※(P9,11～16参照) ②下記設備の高効率化工事(P8,17参照) <ul style="list-style-type: none"> ・太陽熱利用システム※ ・電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器(ハイブリッド給湯機)※ ・ヒートポンプ給湯機(エコキュート)※ ・潜熱回収型石油給湯機(エコフィール)※ ・潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)※ ・燃料電池システム(エネファーム)※ ・高断熱浴槽※ ・浴室シャワーの節湯水栓※ ・蓄電池※ ・LED照明
補助額	P19～22参照

※ 型番登録を利用する工事(P8参照)

HIRANO SHOJI CO.,LTD

3. 補助額 部分改修

部分改修

分類		説明
必須工事	開口部	①モデル工事費(P20)×補助率 ②実際の工事費×補助率 → ①と②の低い方を補助額(A)とする
上記工事と併せて実施することで対象となる工事	躯体	①断熱材 m^3 あたりのモデル工事費(P21)×補助率 ②実際の工事費×補助率 → ①と②の低い方を補助額(B)とする
	設備※1	①モデル工事費※2(P22)×補助率 ②実際の工事費×補助率 → ①と②の低い方を補助額(C)とする
補助率		・省エネ診断 1/3 ・省エネ設計等、省エネ改修 40%
補助上限額(D)		・戸建住宅、共同住宅 350,000円/戸
最低補助金額		5万円(診断のみの場合1万円)※3
備考		下記の低い額とする ・開口部(A)と躯体(B)と設備(C)の補助額の合計 ・補助上限額(D)

※1 設備の効率化工事は、開口部・躯体等の断熱化工事の実際の工事費と同額以下とします

※2 設備にはモデル工事費の設定のないものもあります

※3 申請する補助額の合計が5万円未満(診断のみの場合1万円未満)では補助の対象になりません

HIRANO SHOJI CO.,LTD

3. 補助額 開口部の断熱改修のモデル工事費

部分改修

部位	ガラス交換※1		内窓設置※2・外窓交換		ドア交換	
	面積※3	1枚あたりのモデル工事費	面積※4	1箇所あたりのモデル工事費	面積※4	1箇所あたりのモデル工事費
大	1.4㎡以上	96,000円 補助額38,400円	2.8㎡以上	248,000円 補助額99,200円	開戸:1.8㎡以上 引戸:3.0㎡以上	360,000円 補助額144,000円
中	0.8㎡以上 1.4㎡未満	72,000円 補助額28,800円	1.6㎡以上 2.8㎡未満	192,000円 補助額76,800円	—	—
小	0.1㎡以上 0.8㎡未満	24,000円 補助額9,600円	0.2㎡以上 1.6㎡未満	160,000円 補助額64,000円	開戸:1.0㎡以上 1.8㎡未満 引戸:1.0㎡以上3.0㎡未満	320,000円 補助額128,000円

※1 ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラス1枚あたりに補助

※2 内窓交換を含む

※3 ガラスの寸法とする

※4 内窓もしくは外窓のサッシ枠又は開戸もしくは引戸の戸枠の枠外寸法とする

HIRANO SHOJI CO.,LTD

3. 補助額 外壁・屋根・天井又は床の断熱改修のモデル工事費

部分改修

部位	断熱材の区分	熱伝導率 【単位：W/m・K】	モデル工事費 (円/m ³)
外壁	A～C	0.052～0.035	201,000円/m ³ 補助額80,400円/m ³
	D～F	0.034以下	302,000円/m ³ 補助額120,800円/m ³
屋根・天井	A～C	0.052～0.035	72,000円/m ³ 補助額28,800円/m ³
	D～F	0.034以下	123,000円/m ³ 補助額49,200円/m ³
床	A～C	0.052～0.035	245,600円/m ³ 補助額98,240円/m ³
	D～F	0.034以下	368,000円/m ³ 補助額147,200円/m ³

HIRANO SHOJI CO.,LTD

3. 補助額 設備のモデル工事費

部分改修

- ・ エコ住宅設備については、種類に応じて戸当たり1台分までを補助対象とします。
- ・ 燃料電池システム(エネファーム)、蓄電池、LED照明について、モデル工事の設定はありません。

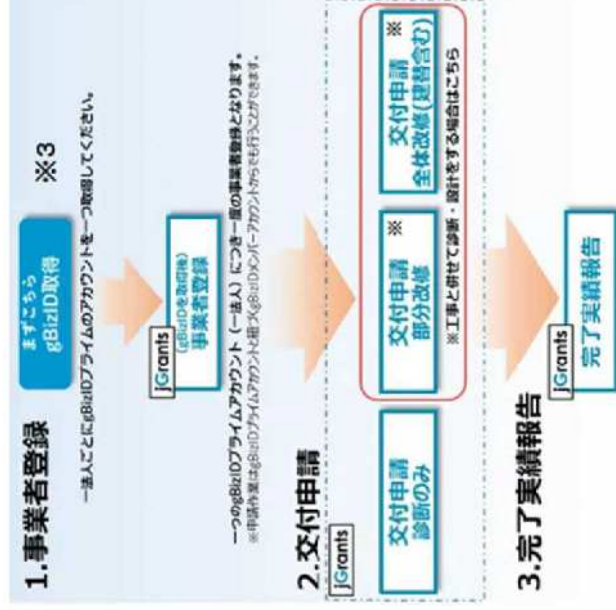
エコ住宅設備の種類	モデル工事費
・太陽熱利用システム	452,000円/戸 補助額180,800円/戸
・電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器 (ハイブリッド給湯機)	263,000円/戸 補助額105,200円/戸
・ヒートポンプ給湯機(エコキュート)	416,000円/戸 補助額166,400円/戸
・潜熱回収型石油給湯機(エコフィール)	57,000円/戸 補助額22,800円/戸
・潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)	
・高断熱浴槽	
・浴室シャワーの節湯水栓	
・燃料電池システム(エネファーム)	
・蓄電池	
・LED照明	なし 補助対象経費の40%

HIRANO SHOJI CO.,LTD

4. 申請手続き 事業者登録

共通

- 令和5年4月28日に支援室ホームページにおいて事業者登録受付を開始。
- 本事業はJGrants※1を利用したオンライン申請となりますので、下図の通り、事業者登録の前に「gBizID※2」のアカウント取得が必要です。
- 他の補助事業で既に「gBizID」を取得済の場合は、共通して利用することができます。



※1 JGrants (Jグランツ)

デジタル庁が運営する補助金の電子申請システムで、国や自治体の様々な事業で利用されています。

※2 gBizID (GビズID)

1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。

(URL) <https://gbiz-id.go.jp/top/>

※3 事業者登録

申請要件の事業者登録後の診断・設計・工事は「gBizID」の取得ではなく、本事業への登録です。事業者登録の前に「gBizID」の取得(2週間程度)が必要となりますので、ご注意ください。

HIRANO SHOJI CO.,LTD

4. 申請手続き スケジュール

共通

- 令和5年度の実施スケジュールは以下のとおりです。
- 申請状況に応じて短縮又は延長する場合がありますので、最新情報は事業ホームページで確認してください。



長期優良住宅化リフォーム推進事業

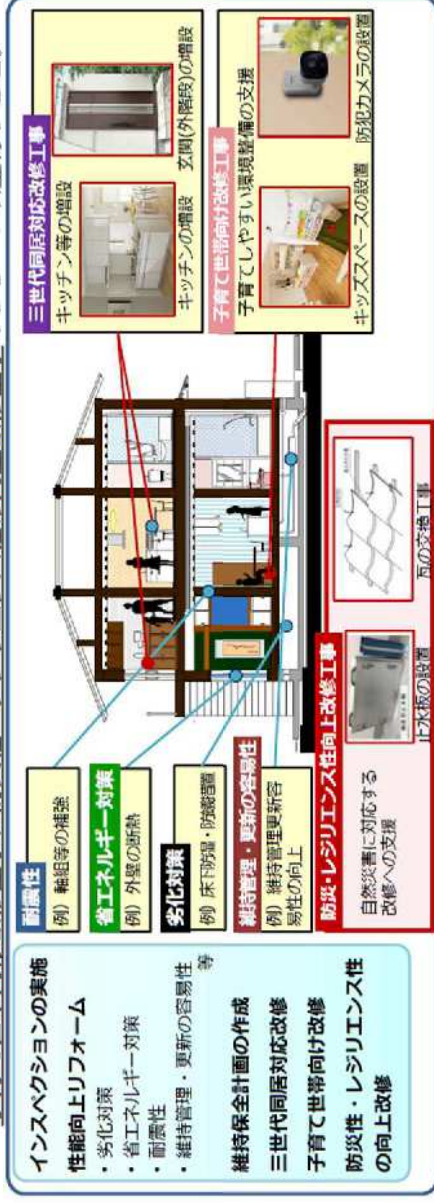
事業概要① 目的・要件について

1. 目的

良質な住宅ストックの形成や、子育てしやすい生活環境の整備等を図るため、既存住宅の長寿寿命化や省エネ化等に資する性能向上リフォームや子育て世帯向け改修に対する支援を行う。

2. 要件

- ① リフォーム工事前にインスペクションを行うとともに、維持保全計画及びリフォームの履歴を作成すること。
- ② リフォーム工事後に次の性能基準を満たすこと。
 <必須項目>劣化対策、耐震性（新耐震基準適合等）、省エネルギー対策の基準
 <任意項目>維持管理・更新の容易性、高齢者等対策（共同住宅）、可変性（共同住宅）の基準
- ③ 上記②の性能項目のいずれかの性能向上に資するリフォーム工事、三世帯同居対応改修工事、子育て世帯向け改修工事、防災性・レジリエンス性の向上改修工事のうち一つ以上行うこと。



事業概要② 補助事業者・補助対象等について

3. 補助事業者

以下のいずれかの事業者

- ・リフォーム工事の施工業者
（発注者を共同事業者とします。発注者は補助事業者になることはできません。）
- ・買取再販業者

4. インスペクション結果の反映

インスペクションで劣化事象等不具合が指摘された場合、以下のいずれかの措置をとること。

- リフォーム工事の内容に含めて改修
※ 評価基準に規定されている著しい劣化事象及び雨漏りが生じている部分については補修が必要
- 維持保全計画に補修時期又は点検時期を明記

5. 補助対象

1) 長期優良住宅化リフォーム工事に要する費用

① 特定性能向上工事

以下の性能項目の基準を満たすための性能向上工事

- 劣化対策
- 耐震性
- 省エネルギー対策
- 維持管理・更新の容易性
- 高齢者等対策（共同住宅のみ）
- 可変性（共同住宅のみ）

※ a～c は必須項目

② その他の性能向上工事

- ①以外の性能向上工事
 - ・インスペクションで指摘を受けた箇所の改修工事（外壁、屋根の改修工事等）
 - ・バリアフリー工事
 - ・環境負荷の低い設備への改修
 - ・テラワーク環境整備改修
 - ・高齢者に備えた住まいへの改修
 - ・一定水準に達しないd～fの性能向上に係る工事 等

※ただし、①の工事を限度

2) 三世帯同居対応改修工事に要する費用

キッチン・浴室・トイレ・玄関の増設に係る工事

※ただし、工事後、いずれか2つ以上が複数箇所あること

※1 子育て世帯向け改修工事等として補助対象となる場合がある

3) 子育て世帯向け改修工事に要する費用

子育てしやすい環境整備の支援のための子育て世帯向け改修工事
 ※ 若者世帯、子育て世帯のみ対象

4) 防災性・レジリエンス性の向上改修工事に要する費用

自然災害に対応するための改修工事

5) インスペクション等に要する費用

- ・インスペクション費用
- ・リフォーム履歴作成費用
- ・維持保全計画作成費用
- ・リフォーム瑕疵保険の保険料

補助対象外の工事

- ・単なる設備交換
- ・間取り変更工事※1
- ・内装工事※1
- ・意匠上の改修工事

事業概要③ 事業タイプ・リフォーム後の性能について

6. 事業タイプ・リフォーム後の性能

- ◆ 住宅性能の基準
 認定基準：長期優良住宅（増改築）認定を取得するための基準
 評価基準：認定基準には満たないが一定の性能確保が見込まれる水準

事業タイプ	評価基準型	認定長期優良住宅型
リフォーム後の住宅性能 ※1、※2	<p>性能項目のうち、劣化対策、耐震性、省エネルギー対策について評価基準に適合するもの</p> <p>認定基準 評価基準</p> <p>劣化対策 耐震性 省エネ性 維持管理</p>	<p>所管行政庁から長期優良住宅（増改築）の認定を受けるもの →全ての性能項目で認定基準に適合することが必要</p> <p>認定基準 評価基準</p> <p>劣化対策 耐震性 省エネ性 維持管理</p>

※1 リフォーム後の住宅性能のグラフは戸建住宅の場合の一例を示す。共同住宅の場合は、性能項目に高齢者対策と可変性が追加される
 ※2 リフォーム前に基準を満たしている場合は、特定性能向上工事の実施を必須とするものではない

上記の他、評価基準や認定基準には適合しないが、**基準と同等と認められる代替措置を講じる場合は、提案型に応募することが可能です。（P47以降を参照）**

事業概要④ 補助額・補助限度額(その1)

7. 補助額・補助限度額

事業タイプ	評価基準型（予算枠70%）	認定長期優良住宅型（予算枠30%）
補助限度額	100万円/戸 (150万円/戸)	200万円/戸 (250万円/戸)
補助額 (工事費分)	①単価積上方式で算出した額 ②補助率方式で算出した額 （住宅単位でいずれか選択）	

※（ ）内の補助限度額は「三世代同居対応改修工事を実施する」、「若者・子育て世帯が工事を実施する」、「既存住宅購入者が工事を実施する」、「一次エネルギー消費量を省エネ基準比▲20%とする」場合を示す（詳しくは（その4）参照）

※ **全体予算のうち評価基準型は70%、認定長期優良住宅型は30%の予算枠とする。**

※ **共同住宅**（長屋建て及び併用住宅は含まない）の共用部分を含む場合は、事業タイプによらず補助率方式によること

※ **提案型**の補助限度額は、**原則100万円/戸**（全ての性能項目において長期優良住宅(増改築)認定基準相当以上となるものは200万円/戸）、三世代同居対応改修工事を実施する場合は50万円/戸を上限に加算、補助額の算出方法は採択時に通知された方法によること

(注) リフォーム事業者は、リフォーム工事の発注者に補助金を還元する必要があります。買取再販業者は、当該住宅の購入者に対し補助金を還元する必要はありませんが、売買契約締結前に補助金の交付を受けたことを説明する必要があります。（P73参照）

認定基準 長期優良住宅(増改築)

既存住宅を増改築する際の認定基準の概要 <戸建て住宅の場合>



令和5年度長期優良住宅化リフォーム推進事業のスケジュール

- 令和5年度補助事業の実施スケジュールは、申請タイプに応じて以下のとおり。
- 期間については、申請状況に応じて、短縮又は延長する場合がある。最新情報は事業ホームページで確認。



令和5年度 経済産業省による 次世代省エネ建材の実証支援事業 のご紹介

外 張り断熱がおすすめです!

小さい子供がいるので、
家全体をしっかり断熱改修して、
長く快適に過ごしたい

一日の大半を過ごす
リビングを中心に
改修したい

冷暖房効果を高めて、
冬は暖かく
夏は涼しく過ごしたい



事業の目的

既存住宅において、省エネ改修の促進
が期待される工期短縮可能な高性能断
熱材や、快適性向上にも資する蓄熱・調
湿材等の次世代省エネ建材の効果の実
証を支援するものです。

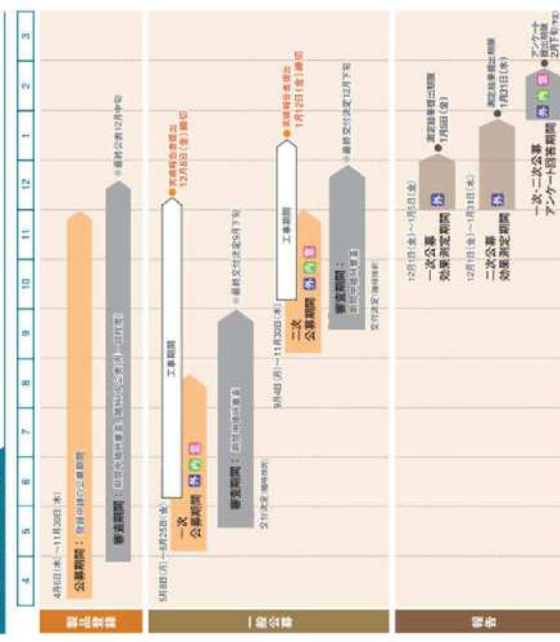
2023年スケジュール

一次公募期間 5月8日(月) から 8月25日(金)

二次公募期間 9月4日(月) から 11月30日(木)

sii 環境共創イニシアチブ
Institute for Innovation Solutions

スケジュールと申請の流れ



●スケジュールは変更となる場合があります。必ず9月ホームページの補助事業における公募情報にて、最新の公募情報をご確認ください。



この事業に関する問い合わせは
https://sii.or.jp/mei_material05/

詳しくは上記ホームページ「お問い合わせ」の項目をご覧ください。
受付時間 平日 10:00～17:00
受付場所 東京都中央区新富町1-1-1 新富ビル10F (TEL:03-5565-3110)

補助金申請は、申請の受付・選定結果の通知などについて、詳細は下記のとおりです。申請の受付期間中、申請の受付は24時間受け付けます。

※お問い合わせ先

sii 環境共創イニシアチブ
Institute for Innovation Solutions

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 東京都支部
〒104-0064 東京都中央区新富町1-1-1 新富ビル10F 環境共創イニシアチブ

<https://sii.or.jp/>

令和5年度 次世代省エネ建材の実証支援事業では、住宅の改修方法を3つの区分から選ぶことができます。

外 外張り断熱(外断)

外張り断熱工法等で住宅の外壁等を改修する方法



事業の内容	要件のポイント	補助金額	住宅区分
<ul style="list-style-type: none"> 補助率 断熱工法等で外張り断熱工法等で改修すること 	<ul style="list-style-type: none"> 断熱材 断熱材の性能が、断熱性能が向上すること 	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費の1/2 以内 補助金の上限額 1~4階建:400万円/戸 5~8階建:300万円/戸 	戸建住宅
任意製品	<ul style="list-style-type: none"> 蓄熱材 調湿材 断熱材 断熱材 断熱材 断熱材 		

内 内張り断熱(内断)

室内側から断熱パネルや潜熱蓄熱断熱材等を用いて改修する方法



事業の内容	要件のポイント	補助金額	住宅区分
<ul style="list-style-type: none"> 補助率 断熱パネル、潜熱蓄熱断熱材等を用いて改修すること 	<ul style="list-style-type: none"> 断熱材 断熱材の性能が、断熱性能が向上すること 	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費の1/2 以内 補助金の上限額 戸建:200万円/戸 集合:125万円/戸 補助金の下限額 戸建・集合とも、20万円/戸 	戸建住宅・集合住宅
任意製品	<ul style="list-style-type: none"> 蓄熱材 調湿材 断熱材 断熱材 断熱材 断熱材 		

窓 窓断熱(窓断)

全ての開口部を窓及び玄関ドアを用いて改修する方法



事業の内容	要件のポイント	補助金額	住宅区分
<ul style="list-style-type: none"> 補助率 窓及び玄関ドアを用いて改修すること 	<ul style="list-style-type: none"> 断熱材 断熱材の性能が、断熱性能が向上すること 	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費の1/2 以内 補助金の上限額 150万円/戸 窓断(断熱・断熱・断熱)と玄関ドアと任意製品を用いて改修する場合は 200万円/戸 	戸建住宅
任意製品	<ul style="list-style-type: none"> 蓄熱材 調湿材 断熱材 断熱材 断熱材 断熱材 		

リフォーム計画立案サポート

複雑なリフォーム補助の中から最適なリフォームプランをご提案いたします。
お客様とお打ち合わせに同席させていただきます！

インスペクション・耐震診断もサポートいたします。
補助金申請も代行いたします。手数料は別途相談

お問い合わせ先： 平野商事(株)平野公彦
kihirano@hirano-shoji.co.jp
090-1495-8076

HIRANO SHOJI CO.,LTD

証明書取得サポート

BELS・認定低炭素	
代行手数料	¥ 40,000.
審査機関審査料	¥ 40,000.
合計	¥ 80,000.(税別)
フラット35S設計審査	
代行手数料	¥ 40,000.(税別)

※設計審査・現場検査料を含め直接審査機関にお支払いいただきます。

ご清聴ありがとうございました！

令和5年5月11日
平野商事株式会社